

定期接種（A 類疾病）

（注）接種期間の起算日は、接種した日の翌日である。

平成 26 年 3 月 11 日付け厚生労働省からの事務連絡により「●歳未満」「●歳に達するまで」「●歳に至るまで」はいずれも「●歳の誕生日の前日まで」と解釈が示されている。

対象疾病	ワクチン	接種						備考
		対象者	標準的な 接種期間	回数	間隔	接種量	方法	
B 型肝炎	組換え沈降 B 型 肝炎ワクチン 不活化ワクチン	1 歳に至るまでの 間にある者	生後 2 月に 至った時か ら生後 9 月 に至るまで の期間	初回 2 回	27 日以上	各 0.25ml	皮下	1) 対象者 平成 28 年 4 月 1 日以降に生まれた生後 1 歳 に至るまでの間にある者とする。 2) 対象者から除外される者 HB s 抗原陽性の者の胎内又は産道において B 型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者で あって、抗 HB s 人免疫グロブリンの投与に合わ せて組換え沈降 B 型肝炎ワクチンの投与を受け たことのある者については、定期接種の対象か ら除く。 3) 平成 28 年 10 月 1 日より前の接種の取り扱い 平成 28 年 10 月 1 日より前（定期の予防接種が 開始される前）の注射であって、定期の予防接種 の B 型肝炎の注射に相当するものについては、 当該注射を定期の予防接種の B 型肝炎の注射と みなし、また、当該注射を受けた者については、 定期の予防接種の B 型肝炎の注射を受けたもの とみなして、以降の接種を行う。
				追加 1 回	第 1 回目の 注 射 か ら 139 日以上			

								4) 長期療養特例 接種の対象年齢の上限は設けない。 なお、10 歳以上の者に対する摂取量は 0.5 ミリ リットルとする。 <table><tr><th>対象者</th><th>方法</th></tr><tr><td>予 防 接 種 の 開 始 時 に 1 歳 以 上 10 歳 未 満 で ある者</td><td>組換え沈降 B 型肝炎ワクチンを 27 日以上の間隔をおいて 2 回皮下に 注射したあと、第 1 回目の注射から 139 日以上の間隔をおいて 1 回目の 皮下に注射するものとし、接種量 は、毎回 0.25 ミリリットルとする。ただ し、第 2 回目以降の接種の開始時に 10 歳以上である者にあつては、筋 肉内または皮下に注射するものと し、第 2 回目以降の接種量は、0.5 ミ リットルとする。</td></tr><tr><td>予 防 接 種 の 開 始 時 に 10 歳以 上 であ る者</td><td>組換え沈降 B 型肝炎ワクチンを 27 日以上の間隔をおいて 2 回筋肉内 又は皮下に注射した後、第 1 回目の 注射から 139 日以上の間隔をおい て 1 回筋肉内又は皮下に注射する ものとし、接種量は、毎回 0.5 ミリッ トルとする。</td></tr></table>	対象者	方法	予 防 接 種 の 開 始 時 に 1 歳 以 上 10 歳 未 満 で ある者	組換え沈降 B 型肝炎ワクチンを 27 日以上の間隔をおいて 2 回皮下に 注射したあと、第 1 回目の注射から 139 日以上の間隔をおいて 1 回目の 皮下に注射するものとし、接種量 は、毎回 0.25 ミリリットルとする。ただ し、第 2 回目以降の接種の開始時に 10 歳以上である者にあつては、筋 肉内または皮下に注射するものと し、第 2 回目以降の接種量は、0.5 ミ リットルとする。	予 防 接 種 の 開 始 時 に 10 歳以 上 であ る者	組換え沈降 B 型肝炎ワクチンを 27 日以上の間隔をおいて 2 回筋肉内 又は皮下に注射した後、第 1 回目の 注射から 139 日以上の間隔をおい て 1 回筋肉内又は皮下に注射する ものとし、接種量は、毎回 0.5 ミリッ トルとする。
対象者	方法													
予 防 接 種 の 開 始 時 に 1 歳 以 上 10 歳 未 満 で ある者	組換え沈降 B 型肝炎ワクチンを 27 日以上の間隔をおいて 2 回皮下に 注射したあと、第 1 回目の注射から 139 日以上の間隔をおいて 1 回目の 皮下に注射するものとし、接種量 は、毎回 0.25 ミリリットルとする。ただ し、第 2 回目以降の接種の開始時に 10 歳以上である者にあつては、筋 肉内または皮下に注射するものと し、第 2 回目以降の接種量は、0.5 ミ リットルとする。													
予 防 接 種 の 開 始 時 に 10 歳以 上 であ る者	組換え沈降 B 型肝炎ワクチンを 27 日以上の間隔をおいて 2 回筋肉内 又は皮下に注射した後、第 1 回目の 注射から 139 日以上の間隔をおい て 1 回筋肉内又は皮下に注射する ものとし、接種量は、毎回 0.5 ミリッ トルとする。													

対象疾病	ワクチン	接種							備考
		対象者		標準的な 接種期間	回数	間隔	接種量	方法	
ジフテリア 百日せき 破傷風 急性灰白髄炎 (ポリオ)	【４種混合】 沈降精製百日せき ジフテリア破傷風 不活化ポリオ混合 ワクチン (DPT—IPV) 【３種混合】 沈降精製百日せき ジフテリア破傷風 混合ワクチン (DPT) 【不活化ポリオワ クチン】 (IPV) <u>不活化ワクチン</u>	１期 初回	生後 3 月か ら生後 90 月 に至るまで の間にある 者	生後 3 月に達し た時から生後 12 月に達する までの期間	3 回	20 日以上	各 0.5ml	皮下	・平成 24 年 9 月 1 日より前に経口生ポリオワクチンを 1 回接種した者については、1 回ポリオ接種したとみなし、残り 3 回不活化ポリオを接種する。 ・20 日以上、標準的には、20 日から 56 日までの間隔をおいて、1 期初回接種を確実に行うことが必要。 ・生後 3 月以降できるだけ早期に接種を開始する。 ・1 期初回の接種は、左右交互に行う。
		１期 追加	生後 3 月か ら生後 90 月 に至るまで の間にある 者（1 期初回 接種 3 回終 了後、6 月間 隔をおく）	1 期初回接種（3 回）終了後 12 月 に達した時から 18 月に達する までの期間			0.5ml		
ジフテリア 百日せき 破傷風 急性灰白髄炎 (ポリオ)	【２種混合】 沈降精製ジフテリア破傷風混合ワクチン (DT) <u>不活化ワクチン</u>	２期	11 歳以上 13 歳未満の者	11 歳に達したときから 12 歳に達するまでの期間	1 回		0.1ml		・接種量が 0.1ml であること。 ・7 歳までに 1 期を終了していること。

対象疾病	ワクチン	接種							備考
		対象者		標準的な 接種期間	回数	間隔	接種量	方法	
麻しん 風しん	乾燥弱毒生麻しん 風 し ん 混 合 ワクチン (MR)	1 期	生後 12 月から生後 24 月に至るまでの 間にある者		1 回		0.5ml	皮下	・1 期は 1 歳になったらできるだけ早期に接種する。 ・麻しん又は風しんどちらかに罹患しても MR 混合ワクチンを使用することは可能。
	乾燥弱毒生麻しん ワクチン (M) 乾燥弱毒生風しん ワクチン (R) 生ワクチン	2 期	5 歳以上 7 歳未満 の者であって、 小学校就学の始期 に達する日の 1 年 前の前の日から当 該始期に達する日 の前日までの間に ある者		1 回		0.5ml		
日本脳炎	乾燥細胞培養日 本脳炎ワクチン 不活化ワクチン	1 期 初回	生後 6 月から生後 90 月に至るまでの 間にある者	3 歳に達した時 から 4 歳に達す るまでの期間	2 回	6 日以上	(3 歳以上) 各 0.5ml (3 歳未満)	皮下	・特例対象者(平成 7 年 4 月 2 日～平成 19 年 4 月 1 日までの間に生まれた者) - マウス脳由来ワクチンによる重症の急性散在性脳脊髄炎の発症を踏まえ、平成 17 年 5 月 30 日から積極的勧奨をさし控えていた者を対象に行なう。 ・初回接種は 6 月以上。標準的には 6 日から 28 日までの間隔をおいて 2 回。 ・追加接種は、初回接種終了後 6 月以上。標準的にはおおむね 1 年を経過した時期に 1 回接種する。
		1 期 追加	生後 6 月から生後 90 月に至るまでの 間にある者 (1 期 初回終了後おおむ ね 1 年おく)	4 歳に達した時 から 5 歳に達す るまでの期間	1 回	1 期初回 接種終了 後 6 月以上	各 0.25ml		
		2 期	9 歳以上 13 歳未満 の者	9 歳に達した時 から 10 歳に達 するまでの期間	1 回		0.5ml		
結核	BCG ワクチン 生ワクチン	生後 1 年に至るまでの間にある者		生後 5 月に達した 時から生後 8 月に 達するまでの間	1 回		所定のスポ イトで滴下	経皮	・接種部位は、上腕外側のほぼ中央部とし、肩峰に近い部分はケロイド発生率が高いので、さけなければならない。

対象疾病	ワクチン	接種						備考
		対象者	標準的な 接種期間	回数	間隔	接種量	方法	
Hib 感染症	乾燥ヘモフ ィルス b 型 ワクチン (ヒブワクチン) 不活化ワクチン	生後 2 月から 生後 60 月に至 るまで	初回接種開始 は、生後 2 月～ 生後 7 月に至る まで 追加接種は初回 接種終了後 7 月 から 13 月まで の間隔をおく	初回 3 回 追加 1 回	初回：27 日（医師が認める 場合は 20 日）～56 日 追加：初回終了後 7 月 ～13 月	0.5ml	皮下 注射	開始が生後 2 月～生後 7 月に至るまで の場合
				初回 2 回 追加 1 回				開始が生後 7 月に至った日の翌日～ 生後 12 月に至るまでの場合
				1 回				開始が生後 12 月に至った日の翌日～ 生後 60 月に至るまでの場合
小児の肺炎 球菌感染症	沈降 13 価肺 炎 球 菌 結 合 型ワクチン (小児肺炎球 菌ワクチン) 不活化ワクチン	生後 2 月から 生後 60 月に至 るまで	初回接種開始 は、生後 2 月～ 生後 7 月に至る まで 追加接種は、生 後 12 月～生後 15 月に至るま で	初回 3 回 (生後 12 月 までに完了) 追加 1 回	初回：27 日以上 追加：初回の 3 回目か ら 60 日以上	0.5ml	皮下 注射	開始が生後 2 月～生後 7 月に至るまで の場合
				初回 2 回 (生後 13 月 までに完了) 追加 1 回	初回：27 日以上 追加：生後 12 月以降に、 初回の 2 回目から 60 日 以上			開始が生後 7 月に至った日の翌日～ 生後 13 月に至るまでの場合
				2 回	60 日以上			開始が生後 12 月に至った日の翌日～ 生後 24 月に至るまでの場合
				1 回	—			開始が生後 24 月に至った日の翌日～ 生後 60 月に至るまでの場合

※ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチンの接種間隔、回数については、標準的な接種期間内に接種できなかった場合は、医師または介護健康課に相談してください。

対象疾病	ワクチン	接種						備考
		対象者	標準的な 接種期間	回数	間隔	接種量	方法	
ヒトパピロー マウイルス感染症	組み換え沈降 ヒトパピロー マウイルス様 粒子ワクチン 不活化ワクチン	12 歳となる日の属する年度の初日から 16 歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子	《2 価》 13 歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間	3 回	《2 価》 2 回目：1 回目の接種から 1 月以上の間隔 3 回目：1 回目の接種から 5 月以上、かつ 2 回目の接種から 2 月半以上。	0.5ml	筋肉内 注射	2 つのワクチンの互換性に関する安全性・有効性等のデータが存在しないため、同一のワクチンを 3 回続けて接種する。 2 価：サーバリックス 4 価：ガーダシル
			《4 価》 13 歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間		《4 価》 2 回目：1 回目の接種から 1 月以上の間隔 3 回目：2 回目を接種した後、3 月以上の間隔			
水痘	乾 燥 弱 毒 性 水痘ワクチン 生ワクチン	生後 12 月から生後 36 月に至るまでの間にある者（3 月以上の間隔で 2 回）	生後 12 月から生後 15 月に達するまでの期間 初回接種終了後 6 月から 12 月までの間隔において	2 回	初回（1 回目）接種 追加（2 回目）接種	0.5ml	皮下 注射	〔経過措置〕 生後 36 月から生後 60 月に至るまでの間にある者を対象とし、1 回注射する ※ただし、平成 26 年度限りとする